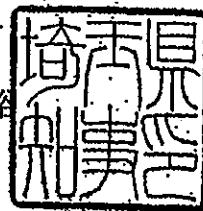




環政第311号  
令和2年9月10日

埼玉県環境審議会会長様

埼玉県知事 大野元裕



次期埼玉県環境基本計画について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定により、「次期埼玉県環境基本計画」は、国内外の社会経済の変化を踏まえ、いかにあるべきか、貴審議会の意見を求めます。

## 次期埼玉県環境基本計画について

### 1 背景

近年、豪雨や台風の頻発、国内観測史上最高気温を更新した猛暑など、これまでになかった気象状況が発生しており、気候変動がその一因と考えられている。また、海洋に流出した生態系に悪影響を与える海洋プラスチックごみの問題が世界的な課題となっている。これらの問題は、いずれも人間の社会経済活動の拡大と深く関わっている。

地域環境については、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来、地方から都市への転入超過の継続で、農林業の担い手の減少による耕作放棄地や手入れの行き届かない森林の増加、狩猟者の減少による野生鳥獣被害の深刻化といった問題が生じている。また、大気、水質などは全体的には改善しているが、光化学スモッグなど残された課題もある。

一方、こうした課題の解決に向け、注目すべき社会経済の変化もある。環境、経済、社会のバランスの取れたよりよい世界を目指す、世界共通の持続可能な開発目標、SDGsについては、目標達成に向けた取組が日本で、世界で広がっている。日本発のSDGs構想とされている「地域循環共生圏」の動きも日本各地で広がりつつある。また、環境、社会、企業統治に配慮している企業への投資、ESG投資の額も年々増加している。

ICTなどの技術革新、物・サービス・場所などを多くの人と共有・交換して利用するシェアリングエコノミー、テレワークなど新型コロナウイルス感染症への対応に伴う新しい社会の在り方に向けた動きなどにより、社会が環境に配慮した方向に進むことが期待される。

また、再生可能エネルギーの利用拡大、食品ロスの削減の取組なども進んでいる。

埼玉県環境基本計画は、環境基本条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定している。現計画の期間が令和3年度に終了することや、こうした社会経済や環境の状況の変化を踏まえ、次期埼玉県環境基本計画の策定について、貴審議会に意見を求めるものである。

## 2 計画策定の経緯

H 6. 12. 26	埼玉県環境基本条例公布 (H7. 4. 1 施行)
H 8. 3	埼玉県環境基本計画を策定
H13. 3	埼玉県環境基本計画（第2次）を策定
H19. 3	埼玉県環境基本計画（第3次）を策定
H24. 7	埼玉県環境基本計画（第4次）を策定
H29. 3	埼玉県環境基本計画（第4次）を見直し

## 3 審議の方法

埼玉県環境審議会規則第8条に基づき、環境審議会に部会として環境基本計画小委員会を設置し、小委員会で調査審議する。

小委員会での審議結果の報告を受け、環境審議会で調査審議する。

## 4 環境基本計画小委員会について

環境基本計画に関し調査審議し、環境審議会に報告する。

### (1) 任期

令和3年7月31日まで

### (2) 人数

10人以内

### (3) 構成

環境審議会委員のうち、環境分野の学識経験者及び一般公募委員から選任する。社会経済や環境の状況等の変化を踏まえ、必要に応じ外部から特別委員を選任する。

なお、構成については、会長が決定する。

## 5 審議スケジュール

R2. 9	環境審議会に諮問 「環境基本計画小委員会」設置
R3. 1	環境審議会基本計画小委員会①
R3. 3	環境審議会基本計画小委員会②
R3. 5	環境審議会基本計画小委員会③
H3. 7	状況により環境審議会基本計画小委員会④を開催
R3. 7	環境審議会 調査審議① 小委員会から結果報告
R3. 9	環境審議会 調査審議②
R3. 11	環境審議会 調査審議③（予定）、答申

※R3. 9 県民コメント

※R4. 3 次期埼玉県環境基本計画の策定